

## 【令和5年度修学旅行等による都市圏周遊の推進事業】

### ふくおか修学旅行バス 実施要領

#### (目的)

第1条 本事業は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）が学校行事として行う福岡市内に宿泊する「修学旅行」の支援を行うことで、福岡都市圏を含む周遊観光を推進し、福岡市内及び福岡都市圏の観光産業の活性化を図ることを目的とする。

#### (事務取扱者)

第2条 (公財)福岡観光コンベンションビューロー（以下、「FCVB」という。）から事務局業務を委託された「福岡市教育旅行推進デスク」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

#### (実施の対象)

第3条 実施の対象となる修学旅行等は、以下の全てを満たすものとする。なお、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内旅行の手引き」（一般社団法人日本旅行業協会）及び旅行業、貸切バス、宿泊施設における各ガイドラインを遵守した修学旅行等となることを必須条件とする。

- (1) 福岡市内に宿泊する、学校行事として行われる修学旅行であること。
- (2) 福岡市内に宿泊する修学旅行に申請時点で決定していること。
- (3) 旅行プログラムの一環として「福岡市地下鉄1日乗車券」を購入した修学旅行であること。
- (4) 期限内に必要な申請書類を提出できること。

※学校等に福岡市教育旅行推進デスクより直接、実施内容を確認する場合がある。

※実施の対象となる旅行で利用するバス事業者・宿泊施設においては、これまで同様の旅行の催行や補助金等の申請等で、不正や違反行為を行っていないこと。

#### (対象期間)

第4条 実施の対象となる期間については、申請受付開始日（まん延防止等重点措置の適用地域の解除日以降を予定）から、令和6年2月29日（木）までに帰着する旅行とする。ただし、下記の(1)～(4)の条件が当てはまる期間については、支援および申請受付の対象外とする。

- (1) 福岡市が「緊急事態宣言」および「まん延防止等重点措置」の適用地域となっている期間。
- (2) 学校の所在地（都道府県）が「緊急事態宣言」および「まん延防止等重点措置」の適用地域となっている期間。
- (3) 福岡県において、知事や教育委員会から県をまたぐ移動や修学旅行について自粛等の要請がでている期間。
- (4) その他、学校の所在する都道府県で、知事や教育委員会から福岡県を行先とした修学旅行、県をまたぐ修学旅行について自粛等の要請がでている期間。

(申請者)

第5条 本事業における申請者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた旅行者とする。

また、これまで同様の旅行の催行や補助金等の申請等において、不正や違反行為を行っていないこと、及び市税及び市に対する債務支払等の滞納をしていないこととする。

(申請手続き)

第7条 本事業の申請手続きは、次のとおりとする。

	申請手続き	申請書類
旅行催行前	申請を希望する者は、原則、支援対象商品の出発日14日前までに、右記書類を事務局に提出（郵送またはメール）しなければならない。	①申込書（P様式1） ②誓約書（P様式2）※1 ③日程表（計画）※2 ④福岡市地下鉄1日乗車券購入申込書(写し)※3 ⑤その他、事務局が必要と認める書類
旅行催行後	申請者は、支援対象商品の催行月の翌月10日までに右に掲げる書類を事務局に提出（郵送またはメール）しなければならない。（未使用のふくおか修学旅行パス利用券は郵送）	①実績報告書（P様式3） ②宿泊施設利用証明書（P様式4）※4 ③福岡市地下鉄1日乗車券購入領収書(写し) ④日程表(最終)※5 ④未使用のふくおか修学旅行パス利用券 ⑤その他、事務局が必要と認める書類

※1:貸切バス代・体験学習プログラム参加費支援申請書類にてS様式3を提出する場合は不要

※2:貸切バス代・体験学習プログラム参加費支援申請書類にて日程表(計画)提出する場合は不要

※3:49枚以下の申込みで事前購入申込ができない場合は不要

※4:貸切バス代・体験学習プログラム参加費支援申請書類にてS様式6-1を提出する場合は不要

※5:貸切バス代・体験学習プログラム参加費支援申請書類にて日程表(計画)提出する場合は不要

(ふくおか修学旅行パスの送付)

第8条 FCVB及び事務局は、第7条による旅行催行前の申請内容を審査の上、送付の可否を決定し、事務局が、申請者に送付するものとする。

(計画変更及び中止)

第9条 申請者は第7条申請手続き行った後において、修学旅行等の計画変更（中止）によるふくおか修学旅行パスの利用の計画変更（中止）する場合は、直ちにふくおか修学旅行パス変更（中止）承認申請書（P様式5）を事務局に提出しなければならない。また、ふくおか修学旅行パスが既に届いている場合は速やかに事務局に返却しなければならない。

(雑則)

第10条 この要領に定めていない事項が発生した場合、FCVB が事務局と協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和5年9月25日から施行する。